令和６年度　敦賀省エネ補助金（敦賀市省エネ設備導入支援事業）　募集要領

本事業は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受けて実施するものです。募集要領の内容をよくご確認の上、申請をお願いします。

１　目　的

　中小企業者が実施する省エネルギー設備導入に対して支援を行うことで、省エネ対策につながる取組みを促し、市内中小企業者の経営基盤強化につなげる。

２　補助対象者

　敦賀市内に本社事務所を有する中小企業者（中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業者）又は敦賀市に住民登録があり市内で事業を行う個人事業主。但しみなし大企業及びチェーン店、フランチャイズ契約を締結して事業を行っている者は除く。

３　応募要件（以下の①～⑤をすべて満たす必要があります。）

1. 市内において自ら使用する事業所等に当該設備を設置すること。
2. 市内において創業して６ヵ月以上継続して事業を営んでいること。

（創業定義・・・個人：開業届に記載の創業日、法人：登記日）

1. 中小企業者及びその代表者が敦賀市税を完納していること。
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

４　補助対象事業

○事業概要

　　　　店舗・工場・事務所等に補助対象設備を導入し、電気代等の経費低減を図り、省エネ対策を行うこと。

　　　○補助内容

　　　　補助率：１／２　　　補助上限額：５００，０００円

　　　○補助対象経費

　　　　・設備導入経費（経済産業省が実施する「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」において、申請日時点で補助対象経費（ユーティリティ設備）として登録、公表されている製品又は同等以上の省エネルギー効果を有する製品）

（参照）「省エネルギー投資促進支援事業費補助金（Ⅲ）設備単位型」

補助対象設備一覧ＵＲＬ（https://sii.or.jp/setsubi05r/search/）

・その他付帯する費用

５　補助対象経費に関する留意事項

　補助対象となる経費は、次の①～③をすべて満たすものとなります。

1. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費。
2. 交付決定日以降に発生した経費（交付決定日以降に発注等を行った経費）、かつ補助事業期間終了日までに支払われた経費。
3. 証拠資料等によって金額が確認できる経費。

（注）下記に該当する経費は対象となりません。

・交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの。

・国、地方公共団体、独立行政法人から補助を受けている事業経費。

・金融機関等への振込手数料。

・消費税及び地方消費税等の公租公課。

・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費。

６　補助対象期間

　　　交付決定日より令和７年１月１７日（金）迄

７　募集期間

　　　令和６年６月１７日（月）～ 令和６年１１月２９日（金）

８　交付決定

　　　提出された申請書が要件を満たしているかを事務局で確認の上、事業者の省エネ対策が期待できるものと判断した場合に、予算の範囲内で交付決定を随時行います。

９　申請方法

　　　・募集期間内に、交付申請書等必要書類を作成の上、敦賀商工会議所まで持参して下さい。

・様式については、敦賀商工会議所ホームページよりダウンロードできます。

・一度提出された書類は、差替えや返却は原則致しません。

１０　申請時の提出書類

○交付申請書（様式第１号）※別紙１～２含む

○導入設備の金額の根拠となるもの（見積書、価格表等）

※メーカー名・製品名・型番が記載されているもの

○導入設備のカタログやインターネット上の参考資料等

○市税の滞納のない証明書　※法人の場合は会社の分と代表者個人の分両方必要

○直近の貸借対照表及び損益計算書の写し【法人の場合】

※創業して間もなく確定申告を一度も終えられていない場合は提出不要

○現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書【法人の場合】

○直近の確定申告書の写し（第一表、第二表、収支内訳書［１・２面］）

又は、所得税青色申告決算書の写し［１～４面］【個人の場合】

※創業して間もなく確定申告を一度も終えられていない場合は提出不要

○創業して１年に満たない事業所においては開業届の写し【個人の場合】

１１　実績報告書の提出期限

　補助事業終了後３０日を経過する日、又は令和７年１月３１日（金）の何れか早い日まで

１２　調査への協力について

　　　　補助事業終了後、エネルギーの削減量などの調査を事務局が行う場合には、ご協力願います。

≪お問合せ・申込先≫

敦賀商工会議所　敦賀省エネ補助金事務局（担当：伊藤・川端）

〒914－0063　敦賀市神楽町2丁目1－4　　Ｅメール：tcci\_soudan@tsuruga.or.jp

ＴＥＬ：(０７７０)２２－２６１１　　ＦＡＸ：(０７７０)２４－１３１１